

## その2

電 気 通 信 設 備 の 概 要 の 法 第 2 条 第 10 項 の	設置場所の 所 在 地	
	機器の構成 及び処理能力	
営業を開始しようとする年月日		年 月 日

行政書士 藤田 晶 事務所／愛媛県四国中央市川之江町3023番地の4

## 備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 4 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあつては、それら全部の呼称)を記載すること。
- 5 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住所)の所在地を記載すること。
- 6 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。